

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

① 和工建設株式会社 : 北海道瀬棚郡今金町字今金359-91

(法人番号: 1440001006059)

② 正和運輸株式会社 : 北海道瀬棚郡今金町字今金359-91

(法人番号: 3440001006049)

2 指名停止の期間 : 令和8年1月28日～令和8年2月27日（1か月）

3 指名停止の措置対象地区 : 北海道地区

4 事実概要

和工建設株式会社の代表取締役及び使用人並びに正和運輸株式会社の取締役2名は、虚偽の確定申告をしたことにより、それぞれ法人税及び地方法人税約3,200万円及び約3,800万円の納付を免れたとして、令和7年12月25日、法人税法及び地方法人税法違反の罪により函館地方検察庁から起訴された。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）別表第2第15号（下記参照）に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～14 省略 (不正又は不誠実な行為)	省略
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として 1か月以上9か月以内
16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)